

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

特定非営利活動法人 日本樹木リサイクル協会

平成 24 年 10 月 1 日

私たちは木質バイオマスを地球からの恵みとして受け入れ、土に還すことを基本に循環型社会の構築を担うことを目的とした全国組織です。近年、地球温暖化の抑制へ向けての国際情勢、地球環境保全の気運の高まりなどから樹木に非常に注目が集まっています。樹木は大切に管理し、流通させれば「循環可能な資源」です。ところが、それを怠るとすぐに廃棄物になってしまうのです。循環する流れを作り、その中で樹木を育て、大切に使い切ってやる必要がありますが、それを実現していくには、一部の人間だけでなく、関係者全体の「相互協力」のもと、間伐や下草刈りなど森林を適切に整備・保全し未利用材を活用して林業再生・復興が不可欠です。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第 139 号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところです。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念されます。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要があります。

これらを踏まえ、当協会は、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組みに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表いたします。

（協会員事業者等の認定）

1 林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」を別途定め、当協会の会員事業者等の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給を行います。

（森林の再生と既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

2 当協会は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、森林の再生及び生産物の適切な活用と既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進します。

（情報の公開）

3 当協会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表します。